



# 「還付金詐欺」に 気をつけよう！！

## ATM を操作して還付金を受け取ることはありません！

高齢者に対し自治体職員等のふりをして、「医療費の還付がある」「高額介護サービス費（介護保険）の還付がある」などと言い、ATM（現金自動預払機）から振り込みをさせようとする、いわゆる「還付金詐欺」による被害が後を絶ちません。

市役所を名乗る者から「数年分の医療費の還付金が2万円ほどある」と電話があった。「手続きは今日中に、近くのコンビニへ行って、ATMの前から指定の電話番号へ連絡するように」と指示された。コンビニから連絡し、指示されるままにATMを操作すると…約100万円振り込んだ明細書が出てきた。



## 被害に遭わないために

- 「戻ってくるお金があるので携帯電話をもってATMに行くように」誘導されたら還付金詐欺です。行政機関や金融機関の職員が還付金等の受け取りのためにATMの操作を行うように連絡することはありません。
- 「手続きが今日中」などとせかされても、慌てないことが大切です。周囲に相談するなど、冷静に対処しましょう。一度、お金を支払ってしまうと、取り戻すことが極めて難しくなります。
- 不審な電話があったら、最寄りの警察やお住まいの地域の消費者生活相談窓口または、「消費者ホットライン」☎188（いやや）にご相談を。

# 「送りつけ商法」 に気をつけよう！！



## 送りつけ商法の予兆電話

送りつけ商法とは、知らない業者から突然電話があり、注文していない商品をあたかも消費者が注文したかのように勘違いさせ、代金引換で受け取らせる悪質商法です。



「3カ月前に注文された海産物詰め合わせを送ります。」と言われた。「自分は注文した覚えはない。」と断ったが、「絶対に間違いないので送る。」と強引に言われ、商品が送られてきた。



## アドバイスとして、

- 申し込んだ覚えもなく、必要のない商品の勧誘は、はっきり断りましょう。
- 消費者が了承していないにもかかわらず、一方的に商品を送りつけられた場合は、支払義務はありません。商品が届いても、安易に受け取らないようにしましょう。
- 商品が届いてしまったら、配達員に「商品の受取拒否」を伝えましょう。
- 万が一受け取ってしまってもクーリング・オフできる場合があります。
- 事実でないことを言われて勧誘されたり、勧誘時に脅されるなど恐怖を感じる事があれば、警察にも相談しましょう。
- 少しでも不審に思ったら、最寄りの消費生活相談窓口または、「消費者ホットライン」☎188（いやや）にご相談を。

困った時はすぐに消費生活相談窓口へ、ご相談ください。

**塩竈市消費生活相談窓口**

塩竈市旭町1-1北分庁舎1F  
022-355-6918